



2019年7月12日

各 位

会社名 株式会社東武住販
代表者名 代表取締役社長 荻野 利浩
(コード番号：3297 東証 JASDAQ・福証 Q-Board)
問合せ先 取締役管理部長 河村 和彦
(電話番号：083-222-1111)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、業務執行取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬枠等に伴う議案を2019年8月29日開催予定の第36回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 譲渡制限付株式報酬制度の導入

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（業務執行取締役に限定します。ただし主要株主（※）である取締役は除外し、以下「対象取締役」といいます）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

（※）主要株主…金融商品取引法第163条第1項に記載の株主を指します。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のため金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件とします。

2013年8月29日開催の第30回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額1億円以内（ただし、使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本株式」といいます）について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額5,000万円以内（使用人分給与を含まないものとします。）とし、本制度により発行又は処分される株式の総数は年30,000株以内（※）とし、各対象取締役への具体的な支給

時期及び配分については、取締役会にて決定することとします。

本制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また本株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。

(※) ただし、当社が普通株式について、本株主総会の決議の日以降を効力発生日とする株式分割（当社普通株式の無償割当を含みます）又は株式併合等を行う場合には、当該効力発生日以降、譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整するものといたします。

以 上